

吹田市障がい者差別解消支援専門部会設置要領

（目的）

第 1 条 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成 25 年法律第 65 号。）第 17 条第 1 項に規定する障害者差別解消支援地域協議会について、吹田市地域自立支援協議会設置要領第 9 条の規定により「吹田市障がい者差別解消支援専門部会」（以下「専門部会」という。）として設置し、その運営について必要な事項を定める。

（専門部会で取扱う事項）

第 2 条 専門部会は、次の各号に掲げる事項について、関係機関等との情報共有を図り、意見交換及び連絡調整等を行う場とする。

- （1） 複数の関係機関等によって防止又は解決を図るべき紛争事例
- （2） 関係機関等が対応した相談事例
- （3） 障がい者差別に関する相談体制
- （4） 障がい者差別の解消に資する取組
- （5） 障がい特性の理解に資する研修及び啓発

2 前項各号に掲げるもののほか、専門部会の目的を達成するために必要な事項

（構成）

第 3 条 専門部会は、次に掲げる機関により構成し、事務局が選任する。

- （1） 障がい当事者又はその家族
- （2） 教育関係者
- （3） 保健医療関係者
- （4） 福祉相談・雇用の関係者
- （5） 事業者
- （6） 法曹関係者
- （7） 公共的団体
- （8） 行政機関

2 専門部会は、議題に応じて一部の機関で構成することができる。また、事務局が必要と認めたときは、上記以外の者に専門部会への出席を求め、意見を聴くことができる。

（運営及び事務局）

第 4 条 専門部会の運営及び事務局は、福祉部障がい福祉室において実施する。

(庶務)

第5条 専門部会の庶務は、福祉部障がい福祉室において処理する。

(その他)

第6条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附則

この要領は、令和5年4月1日から施行する。